ホッチキス留めの場合は 1箇所でお願いします

自動車税種別割過誤納金の還付請求権譲渡通知書

年 月 日 提出 静岡県所管財務事務所長 様 <譲渡人:納税義務者> 実印 所(所在地) 氏 名(名称) (法人の場合、代表者職氏名も記入) 電話番号(連絡先) 以下の自動車税種別割過誤納金の還付請求権について、次の譲受人に譲渡したので、通知します。 く譲受人> 住 所(所在地) 担当支社 支店 担当者名 K. 名(名 称) (法人の場合、代表者職氏名も記入) 電話番号(連絡先) 【必須項目】※記載漏れ等があると不受理となる場合があります。 登録番号 静岡 ・ 浜松 ・ 沼津 ・ 伊豆 ・ 富士山) 課税年度 年度 債権譲渡契約等の日 年 月 日 過誤納金の 抹消登録(永久・輸出・一時) 発生理由 二重納付(円) 左記発生年月日 年 月 日 (該当項目に☑) その他() 金融機関名 支店名 種別: 口座番号 口座名義(カナ) 口座振替 希望口座 普通 (記載がない場合は 当座 送金となります) 【添付書類】添付した書類は☑ 個人情報保護の観点から、以下に記載のない書類は添付しないようお願いします。 (必須) □ 譲渡人の印鑑証明書コピー(債権譲渡契約等の日の6か月以上前に発行されたものは不可) (必須) □ 抹消登録の確認出来る書類(運輸支局が抹消を証明した書類の写し) 例:登録識別情報等通知書(一時抹消)、登録事項等証明書(永久抹消)、輸出抹消仮登録証明 □ 住民票の写し等(譲渡人が車検証上の住所から転居した場合、それを証する書面) □ 自動車税種別割領収証書(二重に納付した場合) □ 当該自動車の相続人であることがわかる書類等 例:運輸局に提出した遺産分割協議成立申立書及び戸籍謄本等のコピー 【注意事項】 ・自動車税種別割過誤納金には、延滞金及び加算金並びに還付加算金が含まれます。 ・譲渡人が相続人の場合は、納税義務者欄に被相続人の氏名も併記願います。 ・本通知書が抹消月の翌月10日(4月抹消の場合に限り6月10日)までに提出(必着)されない場合は、

- 納税義務者に還付します。なお、10 日が土日祝日の場合は、直前の平日が提出期限となります。
- ・抹消以外の事由の場合は、事由発生後、ただちに提出してください。
- ・譲渡人及び譲受人に未納の徴収金(県税等)がある場合は、地方税法第17 条の2第1項の規定により、 最初に譲渡人の未納の徴収金に充当され、残余金がある場合は、次に譲受人の未納の徴収金に充当され、 さらに残余金がある場合に譲受人に還付されます。

財務事務所	受付番号	受付時間等	印鑑証明	抹消確認
記入欄	-			